第1回木材利用促進本部 議事録

- ○野上農林水産大臣(本部長) 農林水産大臣の野上浩太郎でございます。ただ今か ら、木材利用促進本部の第一回会合を開催いたします。本部長として会議を進行さ せて頂きます。第一回会合の開催に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。 戦後造成され、利用期を迎えた豊富な森林資源を循環利用していくためには、木材 の需要拡大を図ることが重要です。また、木材は、建築物などに利用することで炭 素を貯蔵でき、他の資材と比べて製造時の二酸化炭素排出量も少ないため、木材利 用の促進は、2050年カーボンニュートラルにも貢献します。今年六月、「公共建 築物等木材利用促進法」が改正され、木材利用促進の対象が公共建築物から建築物 一般に拡大されることとなりました。また、十月は木材利用促進月間として法定化 されたところであり、業界団体によるシンポジウムやテレビ等での広報活動など、 産官学の連携による取組により、建築物における木材利用を国民運動として進める こととしております。法律に基づき、建築物における木材利用の促進を国民運動と して推進していくため、農林水産省に、特別の機関として、木材利用促進本部が設 置されました。この本部が中心となり、政府一体となって、公共建築物だけでなく、 民間建築物も含めて、より一層の木材利用の促進に取り組んでいきたいと考えてお ります。本部長として、本部のメンバーである関係大臣と一体となり、本部の役割 をしっかりと果たしてまいりたいと考えておりますので、宜しくお願いします。
- ○野上農林水産大臣 それでは、議事に入ります。まず、木材利用促進本部運営規則 (案)についてであります。会議への出席や公開等について、資料2のとおり取り 扱うことといたしますので、よろしくお願いいたします。次に、建築物における木 材の利用の促進に関する基本方針(案)を、事務方から説明させます。
- ○天羽林野庁長官 林野庁長官の天羽でございます。お手元の資料3-2「基本方針 (案)の概要」を御覧ください。第1が「建築物における木材の利用の促進の意義 及び基本的方向」です。まず、意義については、国産材の利用拡大は、林業・木材 産業の持続性を高め、森林の適正な整備等に寄与するものであること、木材は、「カーボンニュートラル」であり、調湿機能のほか、心理面・身体面・学習面等での効果が期待されること、非住宅建築物や中高層建築物の木造化等の促進が、「脱炭素 社会の実現」、「快適な生活空間の形成」、「地域の経済の活性化」等に貢献することを記載しており、基本的方向としては、改正法の基本理念を踏まえて、国、地方公共団体、事業者、国民が木材利用の促進に向けた取組を推進することが重要であり、共団体、事業者、国民が木材利用の促進に向けた取組を推進することが重要であり、

その際、関係者相互の連携・協力が必要であること、国産材の安定供給が重要であ り、適切な伐採・再造林が重要であること等を記載しております。第2が「建築物 における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項です。CLT や木質耐 火部材等の普及、木造建築物の設計・施工に関する先進的技術の普及、中大規模木 造建築物の設計・施工に関する情報提供と人材の育成のための研修、建築用木材・ 木造建築物の安全性に関する情報提供、優良事例等のとりまとめ、木材利用による 効果の調査研究及び定量的・客観的評価手法の開発や普及。3に飛びまして、「建築 物木材利用促進協定」制度の積極的な周知とその協定に基づく取組への支援、公共 建築物における率先した木材の利用、コスト・技術面で困難な場合を除いて、積極 的に木造化を促進すること、木造化が難しい場合でも、内装等の木質化を促進する こと、CLT や木質耐火部材等を含む木材の活用に努めること、建築基準の更なる 合理化等を進めること、「木材利用促進の日」や「木材利用促進月間」における重点 的な普及啓発等による国民運動化、表彰など、改正法に盛り込まれた内容を着実に 実行していくべく、記載しております。第3が「国が整備する公共建築物における 木材の利用の目標」です。従前は3階以下の低層の公共建築物について、木造化を 推進して参りましたが、技術革新等も踏まえ、今後は、国が整備する公共建築物に ついては、コスト・技術面で困難な場合を除き、原則、木造化と致して参ります。 また、内装等の木質化を推進するとともに、製材等のほか、CLTや木質耐火部材の 活用、木質バイオマスを燃料とする暖房器具の導入等についても記載しております。 第5が「建築用木材の適切かつ安定的な供給の確保に関する基本的事項」です。林 業従事者、木材製造業者等は、木材の適切かつ安定的な供給に努めること、3に飛 びまして、CLT等の建築用木材の製造に係る技術、製造に要する費用の低廉化に資 する技術の開発及び普及 などを記載しております。第6はその他であります。以 上が基本方針(案)の主な内容でございます。

- ○野上農林水産大臣 ただいま説明のありました基本方針(案)について、御異議ご ざいませんか。
- ○新谷総務副大臣、鰐淵文部科学大臣政務官、宗清経済産業大臣政務官、渡辺国土交 通副大臣、笹川環境副大臣 異議なし
- ○野上農林水産大臣 御異議ないようですので、案のとおり決定いたします。それでは、本基本方針に基づき、施策を実施していく立場として、本部員の皆様から御発言をいただきたいと思います。新谷総務副大臣よりお願いいたします。

- ○新谷総務副大臣 本日、武田総務大臣は、都合により欠席のため、代わりに私から 御説明します。木材の利用促進は、脱炭素社会の実現に貢献するものであるほか、 林業・木材産業の持続性を高めることとなり、地域経済の活性化にも資するもので す。こうしたことから、総務省としては、全般的に地域木材を利用した施設の整備 に対して、地域活性化事業債を起債することができることとしており、また、その 元利償還金の一部について、地方交付税措置を講じています。また、総務省の所管 する公共建築物についても木材利用促進計画に基づき、木材利用を進めているところです。引き続き、関係省庁と連携しながら、木材利用の促進に努めてまいります。
- ○野上農林水産大臣 次に、鰐淵文部科学大臣政務官よりお願いいたします。
- ○鰐淵文部科学大臣政務官 木材は、柔らかく温かみがあり、湿度の調整にも優れていることから、学校施設に用いるのに適した素材であると考えています。また、地元の木材を利用することは、子供たちの地元への愛着を深め、地域の活性化に資するとともに、木材が長期間にわたって炭素を貯蔵できることなどにより、脱炭素社会の実現にも貢献します。文部科学省では、地方公共団体をはじめ学校設置者が、学校施設への木材利用について積極的な取組が進められるよう、手引書や事例集を作成し、内容の周知を図るとともに、木材を活用した学校の整備に対して国庫補助を行っています。引き続き、学校設置者において、学校施設への木材利用がより一層推進されるよう、関係省庁とも連携しつつ支援してまいります。
- ○野上農林水産大臣 次に、宗清経済産業大臣政務官よりお願いいたします。
- ○宗清経済産業大臣政務官 経済産業大臣政務官の宗清です。 今般の法改正により、対象が「公共建築物」から「建築物一般」に拡大されました。木材は、古くから建築資材や家具として多用されており、柔らかで温かみのある感触を有するとともに、優れた断熱性や調温機能を持っています。民間建築物への木材の利用促進は、産業界にとってもSDGsへの貢献、ESG投資の誘引や社会的評価の向上に結びつくことから、経営戦略に取り込んでいくことが重要と考えます。 また、木材資源は他の資材に比べて製造時にCO2の発生量が少ないなど、2050年カーボンニュートラルの達成に不可欠であると言えます。経済産業省としても、建材業界、DIY業界団体等を通じ、産業界への木材利用促進を積極的に発信していきます。木材利用においては、森林資源の再生含め、川上から川下に至る事業過程全体での取組が重要となります。引き続き関係省庁や産業界と連携し、木材利用促進に取り組んでまいります。

- ○野上農林水産大臣 次に、渡辺国土交通副大臣よりお願いいたします。
- ○渡辺国土交通副大臣 国土交通省は、これまでも、改正前の公共建築物等木材利用 促進法を踏まえ、自ら整備する公共建築物における木造化・木質化を推進しつつ、 国の木造建築物に関する技術基準類を整備し、各省庁や地方公共団体へ普及・周知 を図って参りました。また、一般の建築物に対しても、安全性を確保しながら、木 造建築物が建てやすくなるよう、建築基準法に基づく構造・防火基準の合理化に取 り組むとともに、先導的な木造建築物のプロジェクトや良質な木造住宅の整備に対 する支援や、中高層の木造建築物を担う設計者や木造住宅の大工の育成支援等にも 取り組んできたところです。本日決定された基本方針にも位置付けられている通り、 木材の利用促進は、脱炭素社会を実現するだけでなく、森林の適正な整備によって 治山・治水にもつながる取り組みです。そうした趣旨を十分に踏まえ、農林水産省 をはじめとする関係省庁との連携のもと、建築物における木材の利用をなお一層促 進して参ります。
- ○野上農林水産大臣 最後に、笹川環境副大臣よりお願いいたします。
- ○笹川環境副大臣 先ほど決定した基本方針には、地球温暖化対策計画等を踏まえな がら木材の利用促進を図るという文言を入れていただき、感謝申し上げます。建築 物等での木材利用の促進は、脱炭素社会の実現に資するものと認識しております。 また、木材利用の促進は、循環経済・サーキュラーエコノミーの実現にも寄与する ものでございます。たとえば近年、プラスチックの代替素材の1つとして注目され ているCNF(セルロースナノファイバー)は、木材の他に竹を原料とすることが でき、この素材の需要拡大により森林や竹林が整備されることは、森林の保護、ひ いては生物多様性の保全にも繋がるものと認識しております。環境省では現在、施 行準備中のプラスチック資源循環法やグリーン購入法により、プラスチックの素材 代替を促進するとともに、改正木材利用促進法により、木材の需要を増やすことで、 脱炭素社会・循環経済に向けた取組を、各省の皆様と連携して進めてまいります。 また、環境省ではこれまでも、所管する国立公園等の施設整備において率先して木 材利用を推進してきており、今後も、これらに加えて、自治体の庁舎や自然公園施 設等において木材利用が進むよう、環境部局への働きかけなども進めてまいります。 さらに、環境省では、本年6月に策定された地域脱炭素ロードマップに基づき、今 後、脱炭素先行地域の創出や、重点対策の促進を通じて、社会全体に脱炭素ドミノ を起こしていく方針であり、CLT等を活用したZEB化の支援などを進めていき

たいと考えております。

○野上農林水産大臣 ありがとうございました。今後、本部の下で、この基本方針に基づき、政府一体となって、建築物における木材利用の促進に向けて取り組んでいきますので、各大臣の御協力を宜しくお願いします。本日の会合は、これで閉会とさせていただきます。

(閉会)